

IOSCOによる業務上の強靭性を確保するための「外部委託に関する原則」の更新について

証券監督者国際機構（IOSCO）の代表理事会は、本日、サービス提供者へ外部委託を行う規制業者のための原則の更新版を公表した。

IOSCOは、2005年及び2009年に、それぞれ市場仲介業者及び取引所業務における外部委託に関する原則を発表した。上記発表以降、市場及びテクノロジーの新たな発展により、外部委託に関連するリスクと規制業者における業務上の強靭性を確保する必要性について、規制監督上の関心が向けられてきた。

更に、COVID-19の影響は、外部的かつ多くの場合不測のショックが企業及びそのサービス提供者に対して影響を与える状況において、事業継続性を確保する必要性を浮き彫りにしている。

更新された「外部委託に関する原則」は、過去の「市場仲介業者の外部委託に関する原則」及び「取引所業務の外部委託に関する原則」をベースとしつつも適用範囲を拡大しており、取引所、市場仲介業者、自己勘定ベースで活動する市場参加者、信用格付機関を対象としている¹。金融市場インフラストラクチャー（FMIs）は本原則の適用範囲外であるが、本原則の適用を検討することも可能である。IOSCOは、今後のCPMI（BIS決済・市場インフラ委員会）-IOSCO共同作業プログラムの一環として、外部委託の問題についてCPMIと連携していく。

今般更新された原則は、一連の基本的な考えと7つの原則から構成されている。

基本的な考えは、外部委託の定義、重大性及び不可欠性の評価、関連会社への適用、再委託、クロスボーダーでの外部委託の取扱いなどを対象としている。

7つの原則は、外部委託を行う規制業者に期待される対応と、対応実施に向けたガイダンスを定めている。7つの原則は、以下の分野を対象としている：

- サービス提供者の選定におけるデュー・ディリジェンス及びサービス提供者とそのパフォーマンスのモニタリング
- サービス提供者との契約
- 情報セキュリティ、業務の回復力、事業継続性、災害復旧
- 秘密保持
- 外部委託アレンジメントの集中
- データ、事業所、人員へのアクセス及び関連する検査権限
- 外部委託アレンジメントの終了

¹IOSCO 第5政策委員会（C5）は、外部委託に関する原則の資産運用への適用について引き続き注意深く観察している。

本原則は、COVID-19 が外部委託と業務上の強靱性に与える影響についても簡単に言及している。さらに、外部委託がクラウドコンピューティングとどのように統合されるか、信用格付会社がどのように外部委託とクラウドコンピューティングを組織上の戦略と構造に組み込んで使用しているかについて記述した付属文書を含む。

(Note to the Editor は省略)

(以 上)